伊方3号機定期事業者検査報告の記載方針について (2020年12月1日面談を踏まえた対応)

O 定事検報告の記載方針について

2020年12月1日面談内容を踏まえ、伊方3号機定期事業者検査報告での対応 方針を下記のとおりとする。

規制庁殿の面談録記載①

今後、停止期間が延長される場合に行われる評価において、「追加保全」及び「追加的な健全性確認」が必要と判断された場合には、その評価体制、評価方法、評価結果、評価記録等の内容を添付すること。なお、その記載内容については「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド(以下、「保安措置ガイド」という。)」VI. 6. に基づき、原子力施設の状態(長期停止中も運転状態にあるものを含む。)に応じた点検等の設定、保管対策が適切実施されていることを確認するための巡視等の活動との関係性及び他の事業者における定期事業者検査報告の内容を考慮すること。

弊社方針①

「追加保全」及び「追加的な健全性確認」を必要と判断した場合、その評価体制、評価方法、評価結果、評価記録等の内容を添付する。

なお、記載箇所は、面談中で言及のあった添付書類五(保全の有効性評価に関する説明書)ではなく、添付書類三(施設管理実施計画)の文中とする。その理由は、評価結果は添付書類三(施設管理実施計画)に記載することから、その結果に至る評価体制、評価方法、評価記録等も同じ添付書類中に記載する方が読みやすいためである。

面談録に記載のある評価体制、評価方法、評価結果及び評価記録は、それぞれ以下のとおり対応する。

- ・ 評価体制については、2020年11月24日に提出した報告書に記載している特別な保全計画に係る実施体制(添付書類三 Ⅲ 3.(2))に含む。
- ・ 評価方法については、添付書類三 Ⅲ 3.(1)に以下の記載を追加して報告する。

添付書類三 Ⅲ 3.(1)への追加記載案

追加保全項目は、以下の評価方針に基づき抽出する。

- ① プラント停止中の方がプラント運転中と比較して運転条件、使用環境が厳しい構築物、系統及び機器を抽出し、運転条件、使用環境に応じて必要となる保全内容を追加保全として計画する。
- ② ①以外の構築物、系統及び機器については、第 14 保全サイクルの保全の有効性評価結果を反映した最新の保全計画に基づき、運転中または保管状態での劣化要因の有無を評価し、必要な保全内容を追加保全として計画する

令和3年10月までに実施する主要設備の追加保全項目を別紙に示す。

・ 評価結果については、2020年11月24日に報告した主要設備の保管対策 に加え、2021年10月までに実施する必要のある主要設備の追加保全項 目を報告する^{※1}。

※1:以下の理由から周期を記載しない予定。

- a. 添付書類三 Ⅲ 3. (1) に追加記載する評価方針のうち、①の評価により抽出された追加保全項目はないことを見込んでいる。
- b. 評価方針のうち、②の評価については、1保全サイクル単位で点検を計画する機器(最短の保全周期は1保全サイクル)を対象に追加保全項目を抽出している。また、第15保全サイクルの点検を実施して以降、原子炉起動までの期間は、通常の2保全サイクルに相当する期間未満である。このため、2回目以降の追加保全は計画の対象範囲外としている。
- c. 保全周期を暦月管理しているCBM機器及び暦年管理しているTB M機器については、通常の保全計画に基づき保全を実施するため、特 別な施設管理実施計画(保全計画)の対象外である。
- ・ 評価記録については、2020年11月24日に提出した報告書に記載している特別な保全計画に基づく点検等の結果の記録管理(添付書類三 Ⅲ 3.(3))に含む。

面談録の後段(「なお、その記載内容については」以降)で考慮するよう求められている事項については、以下のとおり考慮する。

- ・ 「原子力施設の状態(長期停止中も運転状態にあるものを含む。)に応じた点検等の設定」については、考慮の過程を評価方法(添付書類三 Ⅲ 3.(1))に含める。
- ・ 「保管対策が適切に実施されていることを確認するための巡視等の活動 の関係性」については、巡視は保安規定第119条(施設管理計画)の

「7. 保全の実施」のなかで作業管理として行うこととしており^{※2}、特別な施設管理実施計画(保全計画)に基づく保全を実施する場合においても同様に実施することとしているため、特別な施設管理実施計画(保全計画)として特記すべき事項がなく、2020年11月24日に提出した報告書(添付書類三 Ⅲ 3.(1))の記載としている。

※2: 社内QMS文書「伊方発電所施設管理内規」の運用も同じ。

・ 「他の事業者における定期事業者検査報告の内容」については、柏崎刈羽原子力発電所施設定期検査申請書添付書類(2019 年 9 月 12 日)を参考とした。

規制庁殿の面談録記載②

事業者の説明で保管対策のみで問題ないと評価しているとのことであるが、特別な施設管理実施計画の評価については保安措置ガイドVI. 6. に基づき、新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合に加え、長期停止期間においては、追加の定期的な点検又は追加の都度の点検が必要と評価する場合が考えられる旨を伝えたとともに、事業者が現在検討を行っている施設管理との関係性について整理し、説明すること。

弊社方針②

「追加の定期的な点検又は追加の都度の点検」を必要と評価した内容や、施設管理の中での位置づけについても、上記①の回答のとおり、添付書類三 Ⅲ 3. の記載に含む。

特別な施設管理実施計画(保全計画)は、通常の施設管理実施計画を維持したまま、必要な施設管理項目を付加するものとの位置づけである。このため、既に施設定期検査申請書にて提出している第 15 保全サイクルの保全計画に、特別な施設管理実施計画(保全計画)を追加した形としている。

以上